

別記

第1号様式（第5条関係）

表面

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給申請書

次の**4点**（家計急変により申請される場合は、5点）を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、岐阜県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は、岐阜県以外の都道府県に奨学給付金の申請を行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ☐ 申請後に年収見込額に変更があった場合は、申し出ます。（家計急変により申請される場合のみ）
- 岐阜県公立高等学校等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒 市（ ） 区（ ） 町（ ） 丁目（ ） 番（ ） 号（ ）	ふりがな 申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】（対象となる高校生等ごとに申請書を作成してください。）

ふりがな			生年月日	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校名	岐阜県立各務原高等学校				
	学校の名称等 (右の番号を記入) ①	①高等学校（全日制） ②高等学校（定時制） ③高等学校（通信制） ④高等学校（専攻科） ⑤中等教育学校（後期課程） ⑥中等教育学校（後期課程専攻科） ⑦高等専門学校（1～3学年） ⑧専修学校（高等課程）昼間学科 ⑨専修学校（一般課程）昼間学科 ⑩専修学校（高等課程）夜間等学科 ⑪専修学校（一般課程）夜間等学科 ⑫専修学校（高等課程）通信制学科 ⑬専修学校（一般課程）通信制学科 ⑭各種学校（外国人学校） ⑮各種学校（その他）				
	学校の所在地	岐阜 市 各務原 市 蘇原新生町2丁目63番地				
	在学期間	年 月 日 ~		学年	年	
上記在学校以外の過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類等 (上記番号を記入)	在学中に給付金を受給した回数 なし 回 1 2 3 4 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類等 (上記番号を記入)	在学中に給付金を受給した回数 なし 1 2 3 4 不明 回 回 回 回 回 □ □ □ □ □ □	

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に通う生徒の世帯は不要です。)

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の証明書類を提出します。

①	☐	親権者(両親) 2名分 ・生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合 親権者 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
②	☐	
③	☐	未成年後見人() 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(3) 次の理由により、証明書類を提出しません。

☐ ○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※ (2) 又は (3) に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に通う生徒の世帯は不要です。)

【同意事項】

以下の内容に同意する場合は、□にレ点を付けてください。

☐ 提出する証明書類のうち、「高等学校就学支援金」の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類や電子データにより確認されることに同意します。

☐ 証明書類や電子データとして個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意します。

☐ 高等学校等奨学給付金の受領口座について、学校に届出済みの、授業料等・学校諸費支払に使用する金融機関等口座を使用することに同意します。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、県給付金の支給を受ける年度の7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【同意事項】

- イ 高等学校等就学支援金で提出している証明書類で確認されることに同意しない場合は、新たに証明書類を提出する必要があります。

- ロ 振込口座を別途指定する場合は、口座振込依頼書（様式5）を提出してください。

- ハ 証明書類として、個人番号カードの写し等を提出した場合、当該個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意される場合はチェックを記入してください。なお、提出された個人番号カードの写し等は岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続きを処理するために限り使用します。

- ニ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

- ホ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

- ヘ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

(この用紙は提出不要です。)

提出書類確認表 (通常申請用)

申請にあたり下記の証明書類を提出してください。

高等学校等奨学給付金の申請には次の証明書類が必要となります。書類が不足しますと正確な審査ができませんので『チェック欄』を利用して不足書類のないよう申請してください。

なお、以下の提出しなければならない証明書類のうち、所得課税証明書等又は個人番号カードの写し等については、「高等学校等就学支援金」の申請・届出において岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類により確認されることに同意があれば、提出を省略することができます。ただし、所得課税証明書等の場合、「高等学校等就学支援金」の申請・届出において提出していない配偶者(控除対象配偶者)の課税証明書等の提出は必要です。

●世帯区分1

チェック

生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯の場合

- ① 生徒本人が生業扶助を受けていると分かる生業扶助受給証明書(原本)又は高校生等本人の個人番号カードの写し等 … ☐
- ② 高等学校等奨学給付金支給に係る同意書兼委任状(※同意・委任する場合に提出) … ☐
- ③ 高等学校等奨学給付金口座振込依頼書及び通帳の写し(表紙の裏面見開き)
(※振込口座を別途指定する場合のみ) … ☐

●世帯区分2

保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯の場合

- ① 保護者全員の「個人番号カードの写し等(添付台紙に貼り付けた状態のもの)」、令和7年度「課税証明書」、「非課税証明書」、「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「住民税の納税通知書」(各写し可) … ☐
- ② 高等学校等奨学給付金支給に係る同意書兼委任状(※同意・委任する場合に提出) … ☐
- ③ 高等学校等奨学給付金口座振込依頼書及び通帳の写し(表紙の裏面見開き)
(※振込口座を別途指定する場合のみ) … ☐

※ 審査にあたり、別途証明書類を依頼することがありますので、ご承知ください。